

障 発 第 0223003 号
平成 19 年 2 月 23 日
一部改正 障 発 0820 第 6 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正 障 発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
最終改正 障 発 0510 第 3 号
令和 3 年 5 月 10 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について

標記については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。

(別紙)

知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

第1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業（以下「本事業」という。）は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設及び自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるもので、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

2. 対象となる措置児童等について

福祉型障害児入所施設等の措置児童等であって、12月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると認められるものであること。

3. 居住場所及び設備について

(1) 居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の家生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあつては、本事業実施施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

(2) 居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。

4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等1人につき12月間を限度とする。

なお、同一の福祉型障害児入所施設等に入所している期間中に、12月間まで実施することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を行うことができる。

(例)

- ・ 高等学校等の3年生のときに、卒業を見据えて6月間集中的に自活訓練を行う。

- ・ 高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに2月間、2年生のときに3月間及び3年生のときに4月間行う。

また、1月の実施日が31日未満の場合であっても、1月実施したものとする。

加えて、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、12月間から、18歳までに当該福祉型障害児入所施設におい

て算定した月数を減じて算定した日数が算定の上限となる。

5. 事業の実施について

- (1) 本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
- (2) 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、対象となる措置児童等の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。
- (3) 自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、対象となる措置児童等及びその保護者に対し、当該自活訓練計画の見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- (4) 個人ごとの訓練記録を作成すること。
- (5) 対象となる措置児童等の退所後の住居の確保に努めること。
- (6) 対象となる措置児童等の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、退所後円滑に就労できるように努めること。

6. その他の留意事項について

本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。

第2 対象施設及び加算の方法

1. 対象施設

本事業の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設等とする。

2. 事業の内容

12月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた措置児童等に対し、第1に定めるところにより自活に必要な訓練を行う。

3. 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

4. 加算分保護単価

設定の要件	1人当たり月額
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練を行うための独立した建物を確保している場合	91,080円
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合	121,320円

であって、当該建物と密接な連携が確保できる 範囲内の距離にある借家等で自活訓練を行う場 合	
---	--

第3 報告等

1. 本事業の経理は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行うが、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
2. 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1及び別紙様式2を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。
3. 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別紙様式 1

知的障害児自活訓練事業加算費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所時（者）の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

(1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業内容		支出予定（済）額			
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅 費 ・ ・ 光熱水費 消耗品費 ・ ・ 賃 金 委 託 費	円	

別紙様式 2

令和 年度 知的障害児自活訓練事業実施報告書

- 1 施設名（施設種別）：
- 2 施設所在地：
- 3 設置主体名：
- 4 経営主体名：
- 5 実施状況：

	年齢（学年等）	訓練期間	措置解除年月日	就労先（職種）	生活の場	備考
1	()	令和 年 月～令和 年 月 (過去に実施した期間がある場合) ・令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・	令和 年 月 日	()		
2		令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・	令和 年 月 日			
・						
・						

(記載上の注意)

- 1 この表は、自活訓練を行った措置児童等についてすべてを記入すること。
- 2 「年齢」欄には、訓練開始時点の年齢を記入すること。なお、訓練開始時点において特別支援学校等に就学していた場合には、()書きで学年等を記入すること。(例・・・特別支援学校高等部3年、高等学校3年等)
過去に訓練を行った期間がある場合は、過去の実施期間を記載すること。
- 3 「訓練期間」欄について、年度をまたがって訓練を行っている場合には、予定期間を記入するとともに、「備考」欄に「継続」と記入すること。
- 4 「就労先」には、一般企業、官公庁、就労継続支援A型事業所等の形式で記入すること。
- 5 「生活の場」欄には、就労退所後の地域での生活の場所を記入すること。(例・・・自宅、社員寮、福祉ホーム、グループホーム等)
- 6 自活訓練を行った措置児童等のうち、「やむを得ない理由」により就労退所ができなかった場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。